資料 10

## 検討項目の論点

1 発注者・元請間の片務性の是正

(問題意識)

これまで、発注者によっては、体制の脆弱性、片務性の存在により、元請が発注者の技術力を補完してきた側面があったが、今後、一般競争入札の拡大等により、競 争性が増す中で、請負者は発注者に対する適正な権利の行使を行うとともに、発注 者は目に見えないコストを外部化することなどにより、各当事者が対等なパートナー として、情報を共有しあいながら、共同作業をしていく仕組みの構築が必要ではない か。

(論点)

発注者によっては存在する片務性を是正するためには、発注者、元請だけでなく 建設コンサルタントが入った三者間での情報の共有を行うことが有効であり、現行 の三者協議の活用が考えられないか。この積極的活用のため、必要な対価の支 払い、協議の明確な位置づけ等を図るべきではないか。

上記の観点から建設コンサルタントについても、工事監理段階等で一定の役割を 担わせるべきではないか。

2 発注者の能力と工事の態様に応じた多様な調達手段の活用方策

(問題意識)

現行の発注方式(発注者があらかじめ用意した詳細設計に基づき施工を発注する 方式)は、発注者が設計、施工の監督等について能力があることを前提としているが、 発注者の中にはこの前提と実態が乖離している場合がある。詳細設計のミス等によ って当初予定どおりの施工ができないことがある一方、発注者によっては設計図書の 変更等について十分に対応できない場合がある。このため、発注者の能力、工事の 態様に対応した多様な発注方式を活用すべきではないか。

(論点)

詳細設計付発注方式を活用すべきではないか。

さらに設計・施工一括発注方式についても活用を図るべきではないか。

- ・ どのような分野で活用を図るべきか。
- 建設会社とコンサルタントの連合体の制度上の整理をはじめ活用を進めていくための方策は何か。

発注者支援のためのСМ、РМ方式の活用を図るべきではないか。

- どのような分野でどのような形態のCM、PM方式が考えられるか。
- CM、PM方式の活用を進めていくための方策は何か。
- ・ CMR、PMRにどのような役割を期待すべきか(技術上、法令上の助言)。

- 3 地方公共団体における入札契約制度改革支援方策
- (問題意識)

地方公共団体が、一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充等の入札契約制度 改革を行うにあたって、

- (1)小規模自治体が総合評価方式を図っていくための支援策や入札監視委員会等 第三者機関の設置等を行っていくための支援策を講ずべきではないか。
- (2)また、地方公共団体は、競争性の確保と地域への貢献度の高い地元業者の育成・確保とを両立させることが求められているが、両者をどのように調和せさていくべきか。
- (3)さらに、昨今増加している低入札に対してもどのように対応すべきか。

(論点)

(1) について

小規模自治体が行う小規模工事については、技術提案や施工計画を求めず、 施工実績、工事成績等により総合評価を行うことができる総合評価実施マニ ュアルの作成をすべきではないか。

また、第三者機関運用マニュアルの作成をすべきではないか。

(2) について

地域の中堅・中小企業の地域経済や雇用の確保に果たす役割や施工能力の 向上を踏まえれば、競争性を確保した上で、地域重視の発注を行うべきではな いか。

また、一般競争入札の拡大にあたり、大手企業から地元業者まで、混在させたまま無制限に競争させると、地元業者の育成・確保や適正な競争環境の整備という観点から問題ではないか。

地方公共団体の公共工事のうち一定規模未満のものについては、競争性の 確保を図りながら、地域の企業が受注することとしてはどうか。

ー定規模未満の工事のうち、難易度の高いもの等について、これまで特定」∨ が広〈採用されていたが、地域の企業の施工能力の向上や発注者の施工の監 督の能力を踏まえれば、このうちСМ、РМ方式の活用により対応できるものが あるのではないか。また、СМ、РМ方式活用は、どのような工事が考えられる か。

(3) について

低入札に対応するため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における失格基準の導入・活用を徹底すべきではないか。



## 建設業者の特性に応じた適切な市場の設定について

